

## 議事日程第3号

### 令和8年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和8年3月19日（木）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第1 諸般の報告

- 1) 監査の結果報告
- 2) 所管事務調査の結果報告

日程第2 陳情第 8号 トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての  
陳情書

（ 審査結果について、文教産業常任委員長報告 ）

日程第3 議案第17号 令和7年度錦江町一般会計補正予算（第11号）について  
（ 町 長 提 出 ）

日程第4 議案第18号 錦江町水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）

日程第5 議案第19号 錦江町学校給食費に関する条例について  
（ 同 上 ）

日程第6 議案第20号 錦江町過疎地域持続的発展計画の策定について  
（ 同 上 ）

日程第7 議案第21号 指定管理者の指定について  
（ 同 上 ）

日程第8 議案第10号 令和8年度錦江町一般会計予算について  
（ 同 上 ）

日程第9 議案第11号 令和8年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に  
ついて  
（ 同 上 ）

日程第10 議案第12号 令和8年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に  
ついて  
（ 同 上 ）

- 日程第11 議案第13号 令和8年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）  
特別会計予算について  
（町長提出）
- 日程第12 議案第14号 令和8年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）  
特別会計予算について  
（同上）
- 日程第13 議案第15号 令和8年度錦江町水道事業特別会計予算について  
（同上）
- 日程第14 議案第16号 令和8年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に  
ついて  
（同上）

（日程第7 議案第10号から 日程第13 議案第16号までを一括上程、  
審査結果について予算審査特別委員長報告）

- 日程第15 議会報告第1号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の  
調査の中間報告について  
（中間報告について、議会改革推進会議調査特別委員長報告）

日程第16 議員派遣の件

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

# 令和8年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和8年3月19日  
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

# 令和8年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和8年3月19日(木) 午前10時00分  
錦江町議会 議場

	(開会・開議)
○浪瀬議長	おはようございます。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 諸般の報告
○浪瀬議長	日程第1、諸般の報告を行います。監査委員から令和8年2月20日実施の例月出納検査の結果報告書、1月27日及び28日実施の補助団体等に関する監査結果の報告書及び備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。次に、総務厚生常任委員会が実施しました所管事務調査の結果について委員長から報告を求めます。2番、城下総務厚生常任委員長。
	(城下総務厚生常任委員長 登壇)
○城下総務厚生常任委員長	<p>本委員会において、所管事務調査を実施いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。</p> <p>調査事件は、介護事業所の実情・実態についてであります。調査の経過につきましては、様々な業種において人材不足が問題になっており、介護事業所においても人手が足りないという状況が顕著であり、人手が足りないからという理由でサービスの提供が難しくなるのではないかと懸念があり、高齢化の進み方が顕著な錦江町での福祉サービスの向上を図るため、介護事業所の実情・実態について調査を行いました。</p> <p>令和7年6月26日に介護福祉課から、地域福祉計画、第9期の介護保険事業計画について説明を受け、次に社会福祉協議会から介護事業について説明を受けました。福祉協議会の事業につきましては、主にヘルパー派遣業務についての説明でしたが、委員からは人材確保について質問が寄せられました。</p> <p>そこで8月25日に、県内の介護事業所、病院等への外国人の技能実習生を斡旋している2社から4名の方々に「特定技能外国人の仕組みについて」ということで、介護現場における外国人労働者の現状や受入れ事業所の現状、費用、課題等について説明を受けました。介護分野では、ミャンマーからの派遣であれば、大学で日本語も学んだ方々が来られるので即戦力として重宝されるが、現在は軍事政権によって人数制限があり、希望しても1年待つ可能性があるとのこと。現在ではベトナム、タイ、インドネシアまで</p>

人材確保を広げているということでありました。また、技能実習生の導入に関しては、一人当たりの初期費用が約 50 万円程度かかるようであり、多額の初期費用をかけたとしても、契約期間終了後、条件の良い受入れ先を選択する可能性が高くなっているようです。現在の技能実習制度では、3 年という期間設定がありましたが、2027 年から育成就労制度への変更が決まっており、1 年ないし 2 年で、ある程度一定の能力試験に合格したり、日本語能力のある実習生に限っては転職ができてしまう可能性があるようです。また、東南アジアの国々も以前からすると豊かになっており、日本は賃金の上昇が見込めず、アジアの国々からも選ばれない国になってしまっているとの話もありました。それに併せて住宅の確保が大変であるとのことでもありました。

また、11 月 7 日には、町内 5 か所の介護事業所の方々に参加していただき、「介護事業所の実態と困り事」についてお話を伺いました。1 か所については、普段から人員確保に努めており、スタッフも多いという事業所もありましたが、人材不足は顕著であるという事業所、ベトナム、ミャンマーからの人材を確保している事業所、12 名もの外国人技能実習生を抱えている事業所、外国人を確保している事業所は、前回の調査どおり、高額な初期費用、住宅確保に苦労しているとのこと、また、働く職員の高齢化により入浴介助、送迎などが少しずつ困難になりつつあるなど、問題点が浮き彫りになった調査となりました。

今年 1 月 30 日には、文教産業常任委員会と合同で錦江町 MIRAI サポート協同組合の運営状況について調査をいたしました。令和 5 年 6 月に特定地域づくり事業協同組合としてスタートし、県内外からの募集者を職員として終身雇用し、加入している事業所へ人材派遣するもので、現在 13 事業所が加入され、採用した 6 名の職員を各事業所へ派遣しているとのことでした。事前に介護事業所への説明も行いましたが、介護事業所の組合への加入はないということでした。

以上の調査結果を踏まえ、介護事業所の実情・実態については、どの仕事業種においてもですが、高齢化や人口減少が進む我が町では喫緊の課題であるため、次のような取組を要望させていただきます。錦江町 MIRAI サポート協同組合から介護事業所へのサポート体制について、再度説明をして理解していただく。錦江町 MIRAI サポート協同組合で日本人の介護資格を持つ方で、田舎暮らしをしたい方を募集採用していただく。外国人技能実習生の受入れは高齢者福祉サービスの一環でもあるが、初期投資の負担が多額であり、住宅確保も困難であるとのこともあり、町でも支援策を講じていただきたい。人材確保については介護分野だけでなく、どの分野においても喫緊の課題であるため、錦江町 MIRAI サポート協同組合の今後の在り方に期待するもので

	<p>あり、今後も重ねて要望いたします。</p> <p>以上で、総務厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。</p>
	(城下総務厚生常任委員長 降壇)
○浪瀬議長	これで諸般の報告を終わります。
	<b>日程第2 陳情第8号</b>
○浪瀬議長	<p>日程第2、陳情第8号、「トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての陳情書」を議題とします。本件について、文教産業常任委員長の報告を求めます。5番、久保文教産業常任委員長。</p>
	(久保文教産業常任委員長 登壇)
○久保文教産業常任委員長	<p>それでは、当委員会に付託された陳情第8号トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての陳情書の審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。11月25日、12月12日、本年1月30日、同じく2月13日に、全委員出席の下、委員会を開催しました。</p> <p>当陳情は、11月25日の第4回定例会本会議で付託されたもので、令和8年3月末で休業となるトロピカルガーデンかみかわについて、引き続き営業を求める陳情となっています。トロピカルガーデンかみかわは、平成8年4月1日から営業を開始し現在30年目となり、施設は老朽化が進み、ボイラー本体の不具合に伴う更新に多額の費用が発生することや、水源不足による町水道への切替えが必要なこと等から、令和8年3月の指定管理期間満了のタイミングで休業と判断され、11月12日には利用者への説明会が行われ、その説明を受けて陳情書が提出されたところです。</p> <p>11月25日の審査において、委員からは、「陳情者から内容に関して詳細にヒアリングを行う必要がある」、「現在の設備状況を確認した上で判断する必要がある」との意見が出され、12月12日に陳情者からのヒアリング並びに現地調査を行うこととなりました。</p> <p>12月12日の審査においては、陳情者からのヒアリング並びに現地調査を行いました。委員からは、「陳情者並びに地域関係者の思いとしては非常に重いものがある」、「景勝がすばらしい施設であり、温浴施設としてではなく、ビアガーデン等などの他の用途に転換した上での利活用の可能性もあるのではないか」、「地域に意欲ある事業者がおり、今後の施設利活用に関しては、地域関係者との十分な協議を行って検討していくことが望ましいのではないか」との意見が出され、その後、執行部からヒアリングを行い、今後のトロピカルガーデンかみかわの設備改修に関して検討を行うよう依頼を行いました。</p> <p>1月30日の審査においては、執行部からの検討資料が提出され、その説明を受けました。委員からは、「ランニングコストの問題が非常に大きくな</p>

	<p>ってくるのではないか」、「いずれにせよ4月からの営業継続は困難で、一旦休業はやむを得ないのではないか」、「本日の資料の内容を、委員会として陳情者に説明することが望ましいのではないか」といった意見が出されました。</p> <p>2月13日の審査においては、1月30日の審査において、提示された検討資料に基づき陳情者への説明を行いました。委員からは、「陳情の趣旨は十分理解できるものの、本年4月から継続営業を行うことは、ボイラー設備改修や町水道への切替え工事の必要性や期間を考えると現実的ではない」、「一旦休業をしなければならぬ事情は理解するものの、陳情の理由にあるとおり、当施設は本町の憩いの場や観光施設として地域活性化の役割を担っており、何らかの形での利活用が求められる」、「必要に応じて、神川地区公民館や執行部などの関係者において、今後の施設の在り方や運営方法に関しては十分に協議を行う必要がある」などの意見が出されました。</p> <p>以上のようなことから、当陳情書は「不採択とすべきもの」と意見の一致をみて、決定したところであります。なお、この陳情に対する討論はありませんでした。しかしながら、当陳情の審査を通じて、地域関係者の当施設に関する並々ならぬ愛着と地域活性化に関する熱意が感じ取れたことから、当施設の休業期間中に神川地区公民館をはじめとした地域関係者との協議の場を整え、これまでの利用者や地域の意欲ある事業者との意見交換を十分に行い、今後の当施設の在り方や運営方法に関して速やかに決定を行っていくことを当委員会として望みます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
○浪瀬議長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(久保文教産業常任委員長 降壇)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、陳情第8号、トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。陳情第8号、トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者なし)
○浪瀬議長	起立者はありません。したがって、陳情第8号、「トロピカルガーデンかみかわの営業継続についての陳情書」は不採択にすることに決定しました。

	<b>日程第3 議案第17号</b>
○浪瀬議長	日程第3、議案第17号、令和7年度錦江町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	<p>議案第17号、令和7年度錦江町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は55万6,000円の増額で、累計は88億3,716万8,000円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、中間サーバープラットフォーム利用負担金を279万1,000円、並びに重度心身障害者医療費助成費用28万円それぞれ増額するとともに、衆議院議員選挙費を265万7,000円減額するものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては、県相互派遣等事業精算金を1,148万4,000円増額するとともに、財政調整基金繰入金を1,218万3,000円、並びに衆議院議員選挙委託金を149万4,000円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	（新田町長 降壇）
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入14款国庫支出金から20款諸収入までと、歳出1款総務費から7款商工費まで、及び第2表繰越明許費補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	11号補正の中間サーバープラットフォーム利用負担金279万1,000円について質問いたします。これは、財源が社会保障・税番号制度システム整備事業補助金ということで、国庫補助によるものでございますが、目的は医療機関、薬局におけるオンライン資格確認の導入促進、医療費助成の受給者証のマイナンバーカードの一体化ということでございますけれども、10号補正で、先日の初日に3,222万4,000円の執行残による減額補正を行ったばかりであります。この補助制度の申請というものは、いつされて、1月15日までが申出というふうになっているということで調べさせていただいたんですけど、交付決定が遅れた関係で今になったのかと思うんですけども、この機器の改修による負担金のこの仕組みとかシステムについて伺いたいと思います。
○新田町長	議長。

○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	城下議員のご質問にお答えします。それにつきましては、総務課長から答弁させます。
○坪内総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内総務課長	<p>城下議員のご質問にお答えします。中間サーバープラットフォーム利用負担金ですけれども、これにつきましては、ほかの市町村と相互にですね、例えば住民情報であったり、税情報などの情報を共有するためのシステム利用負担金でございまして、各種システムの開発運営を行っている地方公共団体情報システム機構、J-L I S と申しますけれども、そこに支払うものでございます。</p> <p>J-L I S への負担につきましては、国庫財政措置分と地方財政措置分とがございまして、地方財政措置分につきましては町のほうで支出済みでございますけれども、今回の補正につきましては、歳入で計上いたしました県経由で受け入れる総務費国庫補助金ですね 279 万 1,000 円をですね、歳出で計上しました電算管理費ですね、それと同額をですね J-L I S に対して支出するための計上をさせていただいたところでございます。</p> <p>これにつきましては、以前までは国から直接 J-L I S のほうに支払っていたんですけれども、制度が変わりまして、一旦町で受入れてそれを全額支出するという仕組みに変更になったものですから、これにつきましては今回限りの今年度でこの負担は終了いたします。以上です。</p>
○2番 城下議員	はい。
○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	先ほどの質問に帰るんですが、その申請とかっていうものは必要なく、そのまま自動的にお金が入ってくるものですか。補助金だから申請をしないといけないんですけれども、1回限りということで申請をされたと思うんですが、その時期を教えてくださいということで質問も申し上げました。
○坪内総務課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内総務課長	時期につきましては、これにつきましては1月だったと思っております。以上です。
○2番 城下議員	はい。

○浪瀬議長	2番、城下議員。
○2番 城下議員	では、初日の補正に間に合わなかったため、今日、今回の補正に入れたと いうことの意味でよろしいでしょうか
○坪内総務 課長	はい。
○浪瀬議長	坪内総務課長。
○坪内総務 課長	J-LISのほうから確定した請求がございましたので、今回のこの時期 のタイミングとなったところです。歳入と歳出を合わせたかっただけの から、今の時期です。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	すみません、予算書の4ページの繰越明許費の関係なんですけれども、こ の予算についてはどのタイミングで計上された予算なのか。あと、繰越しに なる理由というか教えていただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	これにつきましては財政係長に答弁させます。すみません。それでは介護 福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護 福祉課長	はい。
○浪瀬議長	笹貫介護福祉課長。
○笹貫介護 福祉課長	落司議員のご質問にお答えいたします。この建物維持費の今の繰越明許で すが、庁舎管理のところうちの介護福祉課で1階の庁舎をですね、町民の 窓口環境改善に向けて、各課のつり下げ看板で案内看板というところを改善 したく総務課のほうに相談いたしました。 それで予算の関係上、業者と詰めを合わせまして、説明して、どのような ものかというところで時間が要しました。今回3月で業務終了させる ところだったんですけど、どうしても部材機材が準備が整わず、繰越しにな った経緯であります。以上です。
○6番 落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番 落司議員	経緯は今把握はしたのですが、どのタイミングでの予算が計上されていた のか。当初なのか補正で組んだのか、その辺をお聞かせいただきたいと思

	ます。
○坪内総務課長	はい。
○浪瀬議長	総務課長。
○坪内総務課長	この本所建物維持費につきましては、当初予算で計上しておりました。その中で、この1階フロア2階フロアの改修部分をですね、トータルで全体の管理費ということで組んでいたところです。以上です。
○6番落司議員	はい。
○浪瀬議長	6番、落司議員。
○6番落司議員	当初で組んでいらっしゃるのであれば、当然必要だから当初で組んでいるってことであれば、1年前ぐらいからそういうのが必要だよっていうのを考えてある程度想定している中で予算を組んで、そして話を詰めて予算を執行するっていう形であったときに、住民の方にとってどれがいいかっていうことに関して時間をかけて考えていくことは大事なのかなと思うんですけども、やはりその部分は当初に計上しているのであれば、年度内に執行できるような対応ができるべきではなかったのかなというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	落司議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり当初予算に計上したのであれば、年度内で完成するのが当たり前だというふうに思います。 その中の経緯として、先進地視察をしながらとかそういったところも理由にはあろうかと思えますけれども、これは予算全般にわたって、当初予算で計上するのであれば年度内執行が当然のことかというふうに思いますので、今後ともそういった指導してまいりたいと思います。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第17号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第11号)についてを採決します。お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第17号、令和7年度錦江町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決されました。

	<b>日程第4 議案第18号</b>
○浪瀬議長	日程第4、議案第18号、錦江町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第18号、錦江町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、災害等の非常時においては、水道事業者の確保と早期復旧を図る必要があることから、管理者が必要と認めるときに限り、他の市町村が指定する水道事業者により、給水装置工事の施工を可能とするため本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	本条例案ですが、非常時における災害対応というふうに理解をしたんですけども、ちょっと参考までにお伺いしたんですが、本町におけるこの水道のこういった事業者何社いらっしゃるのか教えていただければと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	建設課長に答弁させます。
○船迫建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設課長	久保議員のご質問にお答えいたします。水道事業においてはですね、給水装置の工事を行うためには事業者である町の許可が必要でございます。今までの許可を取っている業者がですね14社ございますが、この中で既に水道事業としての仕事をしてない方々、あと建設業も含まれてございます。実質、近年、水道工事を行っていただいている会社は2社、あと宅内給水管を、個人のですよね給水管をできる会社が1社、実質3社でございます。以上です。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。

○5番 久保議員	承知をいたしました。お伺いをしたやはり数社というところですが、平時における水道事業は町内のこの事業者がされるということですが、この非常時における近隣の市町ということですが、そういった場合、何社と言いますかそういった指定とはどのようにされるのかお伺いしたいと思います。
○船迫建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設課長	本条例の改正の目的がですね、能登半島地震において、水道法の中で、「給水装置を工事する場合は、指定工事店の許可を持ったものじゃないとできない」というのがございますので、業者数が少ない水道事業者が非常に苦勞したという事例がございます。 近隣の市町の中で、指定業者が何社あるかという数字についてはちょっと把握はしてございませんが、今回、条例改正を上程した時期はですね2市4町で作っている肝属地区水道協議会の中で、昨年度協議を行いまして、足並みを揃えて3月の議会でみんな出そうということで協議されたものでございます。以上です。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	2市4町の協議会の枠組み内の事業者というところで理解はいたしましたが、本町における実際の事業者が2社ないし3社というふうな状況で、逆に言いますとこの平時においてもなかなかそういった色々この修繕等の需要が生じた時は難しくなってくるのですが、今後、平時におけるそういった2市4町での枠組みというのは議論されてないのかお伺いしたいと思います。
○船迫建設課長	はい。
○浪瀬議長	船迫建設課長。
○船迫建設課長	平時においてはですね、例えば鹿屋市の水道業者さんが個人の給水装置を工事する場合は、錦江町、町のほうに許可申請手続きを行っていただければ許可が出ます。平時であれば、町外の業者さんでも工事ができます。ただし許可が必要だということです。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第18号、錦江町水道事業給水条例

	の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 18 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号、錦江町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 5 議案第 19 号</b>
○浪瀬議長	日程第 5、議案第 19 号、錦江町学校給食費に関する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 19 号、錦江町学校給食費に関する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 8 年度から学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食費の徴収及び管理に関する事項を明確化したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 19 号、錦江町学校給食費に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 19 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号、錦江町学校給食費に関する条例については、原案のとおり可決されました。
	<b>日程第 6 議案第 20 号</b>
○浪瀬議長	日程第 6、議案第 20 号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 20 号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、令和 3 年度に策定した錦江町過疎地域持続的発展

	計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年間の同計画を策定したいため、本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	過疎計画ですが、基本的に過疎債等のそういった事業、起債に当たってのこの事業計画提出というところで策定される計画というふうな理解はしてるところですが、基本的に5か年計画なんですけども、今後その新規の事業等がまた出てきた場合は、この計画は随時修正されるという理解でよろしかったでしょうか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。今、久保議員おっしゃったように軽微な変更等については県等と協議しながら進めて更新が可能かというふうに認識しております。詳細な答弁につきましては、政策企画課長から答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	久保議員のご質問にお答えいたします。まず、この計画につきましては、国のほうからはですね財政運営支援を目的にしたものではなくて、地域の持続的な発展をするための計画を策定しなさいというようなことで通達が来ているところでございます。おっしゃるように、この計画に載せていなければ過疎債は使えないということではございますが、目的としては、まず持続的な発展をするための計画を策定したということでご理解いただきたいと思っております。 それと、随時新たな計画につきましては5年間のうちに出てくるだろうということも想定しておりますので、その中で毎年、前年度の実績と新たな計画を企画のほうで各課に問合せをして策定をしているところでございます。 軽微な変更につきましては町長が申しましたとおりでありまして、重要な変更がある場合につきましては、また議会のほうに議案として提案させていただくということになるかと思っております。以上です。
○5番	はい。

久保議員	
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	毎年、県との協議をされるということで承知はしたところですが、その中で54ページ、恐らく記載ミスだと思うんですけども、大隅広域夜間救急センター負担金の項目は3市5町という記載があるんですけどこれ、4市5町の内容でよろしかったのか確認したいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	政策企画課長に答弁させます。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	久保議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり記載ミスでございます。その計画のところにはですね、4市5町というふうに事業主体としては書いてありますが、本文のところでは3市5町としておりますので、その部分については記載ミスということでございます。申し訳ございません。
○5番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5番、久保議員。
○5番 久保議員	承知いたしました。軽微なミスというかまだ本計画じゃないので、もう修正すればいいと思うんですけど、今お話にありましたとおり、また新規のそういった計画があれば随時更新されるということと、あと最後の確認なんですけど、本計画に記載されてるこの各事業はもう全て先ほどお話にあったこの過疎債の適債性あるという理解でよろしいのか最後確認をしたいと思います。
○高崎政策 企画課長	はい。
○浪瀬議長	高崎政策企画課長。
○高崎政策 企画課長	先ほども申しましたように、この計画に載せていなければ過疎債のほうは申請できないということになりますので、ここに載せている事業につきましては過疎債の適債性はあるというふうに考えております。以上です。
○浪瀬議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 20 号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。お諮りします。議案第 20 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号、錦江町過疎地域持続的発展計画の策定については原案のとおり可決されました。</p>
	<b>日程第 7 議案第 21 号</b>
○浪瀬議長	<p>日程第 7、議案第 21 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 21 号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、花瀬レクリエーション村プール施設の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定につきまして本案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 21 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 21 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第 21 号、指定管理者の指定については、このとおり可決されました。</p>
	<p><b>日程第 8 議案第 10 号</b>  <b>日程第 9 議案第 11 号</b>  <b>日程第 10 議案第 12 号</b>  <b>日程第 11 議案第 13 号</b>  <b>日程第 12 議案第 14 号</b>  <b>日程第 13 議案第 15 号</b>  <b>日程第 14 議案第 16 号</b></p>
○浪瀬議長	<p>日程第 8、議案第 10 号、令和 8 年度錦江町一般会計予算について、日程</p>

	<p>第9、議案第11号、令和8年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第10、議案第12号、令和8年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計について、日程第11、議案第13号、令和8年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計について、日程第12、議案第14号、令和8年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第13、議案第15号、令和8年度錦江町水道事業特別会計予算について、日程第14、議案第16号、令和8年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての7議案を一括議題とします。本件について、審査の経過及び結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。7番、染川予算審査特別委員長。</p>
	<p>(染川予算審査特別委員長 登壇)</p>
<p>○ 染川 予算 特別委員長</p>	<p>委員長報告をいたします。去る令和8年3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に付託された案件について審査を終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。なお、審査については、議長を除く9名の議員により構成されたものでありましたので、その内容については要約して述べることにいたします。</p> <p>当委員会に付託されました議案は、各会計予算案7件、3月4日から3月9日にかけて4日間にわたって審査をいたしました。</p> <p>まず、初日に現地調査を行い、大根占小学校プール改修工事のほか6件について、各関係課から資料の提出を求め、町長及び副町長をはじめ、関係課長、担当職員を同行して説明を求めながら、町内一円にわたって調査をいたしました。その後、本庁3階委員会室において、意見集約を行い、全ての事業において公益性や緊急性、あるいは、利用率、効果等を十分に勘案され、住民の利益と福祉の向上を図る上からも取り組むべきものであります。</p> <p>2日目からは、室内審査に入り、課ごと審査する形式で審査を行いました。審査は、議案第10号、令和8年度錦江町一般会計予算等7会計について、議会事務局及び監査委員事務局の所管する予算から審査を行い、その後も、予算を所管する関係課において審査を行いました。各議案審査の中で述べられた主な質疑応答、意見等については、配付しました委員長報告の報告書のとおりとなっております。</p> <p>まず、議案第10号、令和8年度錦江町一般会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第11号、令和8年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第12号、令和8年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算</p>

	<p>については、質疑応答なく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第 13 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第 14 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第 15 号、令和 8 年度錦江町水道事業特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。</p> <p>次に、議案第 16 号、令和 8 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。</p>
○浪瀬議長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	（染川予算審査特別委員長 降壇）
○浪瀬議長	これから、案件ごとに討論、採決を行います。まず、議案第 10 号、令和 8 年度錦江町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 10 号、令和 8 年度錦江町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 10 号、令和 8 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
	（起立する者あり）
○浪瀬議長	起立多数です。着席願います。したがって、議案第 10 号、令和 8 年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。
	次に、議案第 11 号、令和 8 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算についてを討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 11 号、令和 8 年度錦江町国民健

	<p>康保険事業特別会計予算について採決をします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 11 号、令和 8 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席をお願いします。したがって、議案第 11 号、令和 8 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 12 号、令和 8 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 12 号、令和 8 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 12 号、令和 8 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 12 号、令和 8 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 13 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 13 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 13 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 14 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 14 号、令和 8 年度錦江町介護保</p>

	<p>険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 14 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	<p>（起立する者あり）</p>
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 14 号、令和 8 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 15 号、令和 8 年度錦江町水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 15 号、令和 8 年度錦江町水道事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 15 号、令和 8 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	<p>（起立する者あり）</p>
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 15 号、令和 8 年度錦江町水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 16 号、令和 8 年度錦江町農業集落排水事業特別会計についてを討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 16 号、令和 8 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 16 号、令和 8 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>
	<p>（起立する者あり）</p>
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、議案第 16 号、令和 8 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p>
	<p><b>日程第 15 議会報告第 1 号</b></p>
○浪瀬議長	<p>日程第 15、議会報告第 1 号、錦江町議会改革推進調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告についてを議題とします。議会改革推進調査特別委員会から、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の調査の中間報告をした</p>

	いと申出があります。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思 います。異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議調査特別委員会の特 定事件の調査の中間報告を受けることを決定しました。議会改革推進会議調 査特別委員長の発言を許します。7番、染川議会改革推進会議調査特別委員 長。
	(染川議会改革推進会議調査特別委員長 登壇)
○染川議会 改革推進 会議調査特別 委員会	<p>議会改革推進会議調査特別委員会が、現在調査中の事件について中間報告 を行います。</p> <p>本町議会において、議会基本条例を議会運営の基本規範と位置づけ、開か れた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される議会を築くこと を目的として、議会改革に継続的に取り組んでいくための調査であります。</p> <p>調査の経過または概要につきましては、令和7年度第1回特別委員会を令 和7年6月6日に開催し、議会基本条例の検討、令和7年度の調査事件、議 会報告会について協議いたしました。議会基本条例の検討においては、一般 選挙を経た任期開始後、条例の目的が達成されているか検討することとされ ており、現在のところ見直す条項はなく、これからも議会及び議員の活動の 活性化等に関する基本事項として、現行のとおり取り組んでいくことを確認 しました。次に、令和7年度の調査事件について、議会報告会の開催及び会 議のペーパーレスについて検討を行うことに決定しました。議会報告会につ いては、昨年度同様2班に分かれて7月上旬に開催することを決定し、開催 方法等について協議いたしました。</p> <p>第2回目を6月23日に開催し、議会報告会の資料について、内容の精査、 説明者の確認、当日の会場準備等について協議いたしました。議会報告会は、 7月2日、3日、4日の3日間で6会場において開催し、議会の令和6年度 活動の報告や参加された町民の方々と意見交換を行いました。全戸配布のチ ラシや防災無線による周知を図り、85名の参加がありました。今後、町民の 皆様と身近な議会づくりを行っていくために、より良い議会報告会の開催に 向けて検討していきたいと考えているところであります。</p> <p>第3回目を9月5日に開催し、議会報告会の全体的な集約及び各地区から 出された意見、要望事項の対応等について調査をし、町執行機関でなければ 回答できない事項について、町執行機関へ依頼することになりました。</p> <p>第4回目を10月20日に開催し、議会報告会で出された町執行機関への意 見、要望等の対応について、町執行部から回答のあった各項目の内容を確認 し、議員相互の共通理解を図るとともに、議会だよりに掲載することに決定</p>

	<p>しました。</p> <p>第5回目を11月19日に開催し、会議のペーパーレス化について、タブレット導入から現在までの取組や肝属郡内の町議会の状況等を確認し、意見集約をした結果、予算書、決算書、決算説明資料等を除き、基本ペーパーレス化とすることを決定し、12月23日の第5回臨時会から実施しました。</p> <p>議会広報モニター制度については、まだ実施に至っておりませんが、議会報編集委員会と連携し、よりよい広報紙づくりのためにも、今後、協議・検討を続けていかなければならないと考えているところであります。</p> <p>また、令和8年度から町民福祉の向上に資する政策立案及び町政策の課題に関する専門的な知識を取り入れるための実施調査や研修を実施していくこととしました。以上、中間報告とします。</p>
	(染川議会改革推進会議調査特別委員長 降壇)
○浪瀬議長	これで議会改革推進会議調査特別委員長の報告を終わります。
	<b>日程第16 議員派遣の件</b>
○浪瀬議長	日程第16、議員派遣の件を議題といたします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	<b>日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件</b>
○浪瀬議長	議案第17、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定しました。
	<b>日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件</b>
○浪瀬議長	日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和8年第1回錦江町議会定例会を閉会いたします。
	散会 11:10